第二十三条第一項中「第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、共済契約者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とし、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済については、共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とする。以下この項において同じ。）」を削り、同条第三項第二号中「若しくは第四項」及び「に掲げる組合員若しくは同号ハ」を削り、「かつ当該」を「、かつ、当該」に改め、同項第四号中「、法第百二十五条の三第一項第二号」を「、法第百二十五条の六第一項」に改め、「され、又は同条第二項の規定による法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みが」を削り、同条第四項第二号を削り、同項第三号中「第百五条第一項第二号ハ」を「第百五条第一項第二号ロ」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十五条第一項第一号中「に掲げる組合員である場合には同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（当該中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た数とし、共済契約者が同号ハ」を削り、同項第四号中「（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た柵数）」、「（当該共済契約者が同号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た台数。次項第四号並びに別表第四十四号から第四十六号まで、第四十八号及び第四十九号において同じ。）」及び「（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た面数。別表第四十七号において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「、同号ロに掲げる組合員又は同号ハ」を「又は同号ロ」に、「かつ当該」を「、かつ、当該」に改め、「（共済契約者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）」を削り、同項第四号中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改め、「又は同号に掲げる組合員」及び「（共済契約者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）」を削る。

第二十八条の表第八十五条第一項の項、第八十五条第二項の項及び第九十一条第四項の項中「に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハ」及び「、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を削る。

附　則

この政令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十七号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中「一、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表の九の項中「一、三五〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の備考中「登録の更新の申請」を「同法第三条第八号に規定する申請等」に、「一六、八〇〇円」を「一六、八〇〇円」と、八の項中「一、九〇〇円」とあるのは「一、七五〇円」と、九の項中「一、五五〇円」とあるのは「一、四〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十一月五日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十八号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十八年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和七年三月	四千四百二十一万円

別表第十一ロの表平成三十一年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和七年三月	九百八十万円

別表第十一ハの表平成三十一年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和七年三月	九百七十九万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂